

津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の人員、 設備及び運営等に関する基準を定める要領

第 1 趣旨

この基準は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 140 条の 63 の 6、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 6 年厚生労働省告示第 84 号。以下「基準告示」という。）及び津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年津市訓第 65 号。以下「要綱」という。）第 14 条の規定に基づき、要綱第 5 条第 1 項に規定する事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。

第 2 介護予防訪問型サービス事業（従前相当サービス）

要綱第 2 条第 1 号ア(ア)に規定する介護予防訪問型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準は、基準告示第 2 章に規定する指定相当訪問型サービスに係る基準及び第 6 章に規定する雑則（以下「指定相当訪問型サービスに係る基準」という。）に定めるもののほか、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者は、介護予防訪問型サービス事業に従事することができるものとする。ただし、身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- (2) サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者は、任用要件から廃止する。ただし、現にサービス提供責任者の業務に従事している者については、平成 30 年度末までの間は、引き続き当該サービス提供責任者の業務に従事することができるものとする。

第 3 生活支援訪問サービス事業（緩和基準サービス）

(1) 基本方針

要綱第 2 条第 1 号ア(イ)に規定する生活支援訪問サービス事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(2) 従事者の員数

ア 生活支援訪問サービス事業者が生活支援訪問サービス事業所ごとに置くべき従事者（生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市が定める研修修了者をいう。以下同じ。）の員数は、生活支援訪問サービス事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

イ 生活支援訪問サービス事業所ごとに、利用者の数が60又はその端数を増すごとに従事者のうち1以上の者を訪問事業提供責任者としなければならない。この場合において、当該訪問事業提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

ウ 第3の(2)のイにおける利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

エ 生活支援訪問サービス事業者が訪問介護事業者又は介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ生活支援訪問サービス事業と訪問介護の事業又は介護予防訪問型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準又は指定相当訪問型サービスに係る基準第4条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第3の(2)のアからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 管理者

生活支援訪問サービス事業者は、生活支援訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、生活支援訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生活支援訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(4) 設備

ア 生活支援訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活支援訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 生活支援訪問サービス事業者が訪問介護事業者又は介護予防訪問型サ

ービス事業者の指定を併せて受け、かつ生活支援訪問サービス事業と訪問介護の事業又は介護予防訪問型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準又は指定相当訪問型サービスに係る基準第6条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第3の(4)のアに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) 生活援助等の総合的な提供

生活支援訪問サービス事業者は、生活支援訪問サービス事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(6) 運営等に関する基準

指定相当訪問型サービスに係る基準第7条から第23条まで及び第25条から第41条までに規定する運営等に関する基準は、生活支援訪問サービス事業について準用する。ただし、指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する計画については、利用者の日常生活全般の状況等を踏まえて、必要に応じて作成するものとする。

第4 介護予防通所型サービス事業（従前相当サービス）

要綱第2条第1号イ(ア)に規定する介護予防通所型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準は、基準告示第4章に規定する指定相当通所型サービスに係る基準及び第6章に規定する雑則（以下「指定相当通所型サービスに係る基準」という。）に定めるもののほか、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 介護予防通所型サービス事業者が介護予防通所型サービス事業所ごとに置くべき従業者のうち、機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

第5 生活支援通所サービス事業（緩和基準サービス）

(1) 基本方針

要綱第2条第1号イ(イ)に規定する生活支援通所サービス事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、通いの場の提供を行うことにより、必要な日常生活上の支援、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(2) 従業員の員数

ア 生活支援通所サービス事業者が生活支援通所サービス事業所ごとに置くべき従業者の員数は、生活支援通所サービスの単位ごとに、当該生活支援通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該生活支援通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を生活支援通所サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

イ 生活支援通所サービス事業者は、生活支援通所サービスの単位ごとに、看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該生活支援通所サービスに従事させなければならない。

ウ 第5の(2)のアの規定にかかわらず、看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の生活支援通所サービスの単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

エ 生活支援通所サービスの単位は、生活支援通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

オ 生活支援通所サービス事業者が通所介護事業者又は介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ生活支援通所サービス事業と通所介護の事業又は介護予防通所型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準又は指定相当通所型サービスに係る基準第48条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第5の(2)のア及びイに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 管理者

生活支援通所サービス事業者は、生活支援通所サービス事業所ごとに専

らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、生活支援通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生活支援通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(4) 設備

ア 生活支援通所サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、当該区画の面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするほか、生活支援通所サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 生活支援通所サービス事業者が通所介護事業者又は介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ生活支援通所サービス事業と通所介護の事業又は介護予防通所型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は指定相当通所型サービスに係る基準第50条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) 運営等に関する基準

指定相当通所型サービスに係る基準第51条から第65条までに規定する運営等に関する基準は、生活支援通所サービス事業について準用する。ただし、指定相当通所型サービスに係る基準第63条第2号に規定する計画については、利用者の日常生活全般の状況等を踏まえて、必要に応じて作成するものとする。

第6 経過措置

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、基準告示第28条第3項（第61条において準用する場合を含む。）中「指定相当訪問型サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。